

第2編 平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

計画の内容

21-1 県

災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、県職員に対する教育を行う。また、学校教育、社会教育等を通じて、県民が実施すべき対策について啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の発生に関する知識
- (3) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「静岡県地域防災計画地震対策編」の内容と県が実施している地震対策
- (6) 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(6)から(8)については、年度当初に各室・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各部署等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

2 生徒等に対する教育

県教育委員会は、公立学校に対し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

- (2) 学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。
- (3) 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

3 県民に対する防災思想の普及

県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、7月1日から10日までの10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 東海地震等の基礎的な知識
- (イ) 東海地震等の危険度の試算の内容
- (ロ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (ハ) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (ニ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- (ホ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ヘ) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ヘ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (セ) 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ケ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (セ) 災害時要援護者への配慮
- (ソ) 安否情報の確認のためのシステム

イ 手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 静岡県地震防災センターによる啓発

静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。

また、地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。

(3) 社会教育を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

県民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(4) 各種団体を通じての啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(5) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

また、県は警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育

県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(7) 相談窓口等

県はそれぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

総括的な事項.....防災局、各地域防災局

建物等に関する事項.....建築安全推進室、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）

4 ボランティア活動に関する計画

(1) ボランティア活動の支援

県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。）特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

(2) ボランティア活動経費の確保

東海地震等の大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備する必要がある。

このため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

21-2 市町

市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市町は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、啓発内容については、概ね県の例による。

21-3 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2章 自主防災活動

計画作成の主旨

地震の災害から県民の生命、身体及び財産を保護するためには、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点

を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、県及び市町は、的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

計画の内容

2 2 - 1 県民の果たすべき役割

地震の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

1 平常時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の吸収
- (2) 地域の危険度の理解
- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下倒壊危険物の対策
- (8) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、うち3日分は非常持出し。）
- (9) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

2 東海地震注意情報発表時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。）

3 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛

4 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- (1) 出火防止及び初期消火
- (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- (4) 自力による生活手段の確保

2 2 - 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

(2) 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として(3)以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、災害時要援護者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 災害時要援護者台帳

ウ 人材台帳

エ 自主防災組織台帳

(6) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 「避難生活計画書」の作成

警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。

また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 避難訓練

エ 救出及び救護の訓練

オ 炊き出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

2 2 - 3 県、市町の指導及び助成

1 自主防災組織づくりの推進

県は、地域防災局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。

2 防災委員制度

市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。

防災委員の任期は3年以上とする。

3 地域防災指導員制度

市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。

県は、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するなどの方法により、地域防災指導員を養成する。養成後は、市町とともに情報提供などの必要な支援を行う。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

(2) 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

(3) 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力

(4) 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

(5) 連合自主防災組織会長等の補佐、支援

4 自主防災に関する意識の高揚

県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

5 組織活動の促進

市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

6 コミュニティ防災センターの活用

市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

- (1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
- (2) 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
- (3) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

7 自主防災活動推進委員会

県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、自主防災活動推進委員会を設ける。推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を行う。

8 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。

2.2-4 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

2.2-5 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等

- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

県は、国のガイドラインを踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。

第3章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

23-1 県

1 防災訓練の内容

県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 総合防災訓練

東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項に重点をおいて行う。

なおこの訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容として加えるものとする。

ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集）

イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報

エ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による受援活動

オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定

カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

キ 交通規制その他の社会秩序の維持

ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送

ケ 消防、水防活動

コ 救援活動

サ 救出・救助

シ 医療救護

ス 避難生活

セ 道路啓開

ソ 航空偵察

タ 応急復旧

(2) 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集伝達訓練

東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ 防災業務の訓練

各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、室（課）若しくは事務所又は県地震災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、室（課）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。

訓練の主なものは次のとおりである。

(ア) 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練

(イ) 警察の災害警備訓練

(ウ) 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練

(エ) 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練

(オ) 工業用水道等における応急措置訓練

2 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

(1) 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。

(2) 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

3 防災訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上

個別防災訓練 年1回以上

4 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

23-2 市町

市町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、災害時要援護者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

ア 職員の動員

イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報

エ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定

オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動

キ 消防、水防活動

ク 救出・救助

ケ 避難生活

コ 道路啓開

サ 応急復旧

(2) 地域防災訓練

- ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、災害時要援護者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 津波避難訓練

- ア 7月1日から10日までを「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。
- イ この訓練は、「津波警報」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。

23-3 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに東南海・南海地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 経済産業省関東経済産業局

- ア 組織動員
- イ 情報連絡
- ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策
- エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策

(2) 第三管区海上保安本部

救助活動及び船舶の安全措置の指示等

(3) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達
- イ 列車の運転規制方及び運転再開方
- ウ 旅客の避難誘導

(4) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達
- イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策
- ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(5) 日本赤十字社静岡県支部

- ア 救護資機材の点検確認
- イ 救護班の待機及び出勤
- ウ 医療救護
- エ 血液製剤の緊急輸送

(6) 日本放送協会

- ア 組織動員
- イ 情報連絡
- ウ 放送送出
- エ 視聴者対応等

(7) 中日本高速道路株式会社

- ア 警戒宣言等の伝達
- イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
- ウ 交通対策
- エ 緊急点検

(8) 東京電力株式会社、中部電力株式会社

- ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
- イ 地震防災応急対策
- ウ 災害復旧

(9) 都市ガス会社

- ア ガス供給停止等非常態勢の確立
- イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検
- ウ 安全について需要家等に対する広報

- (10) 静岡鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、伊豆急行株式会社、岳南鉄道株式会社、大井川鉄道株式会社、遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 乗客の避難
 - イ 情報伝達
- (11) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 視聴者対応等
- (12) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検
 - エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

県は、国の地震防災戦略を踏まえ、「地震対策アクションプログラム2006」を策定し、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。

計画の内容

2.4-1 緊急消防援助隊の受援体制

県及び市町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2.4-2 火災の予防対策

県及び市町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

1 危険物施設、少量危険物取扱所

別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

2 高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

3 プロパンガス消費設備

プロパンガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

4 都市ガスの安全対策

雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

5 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

- (1) 可燃物と酸化剤の接触による発火
- (2) 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (3) 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

6 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

7 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

8 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

9 その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

24-3 建築物等の耐震対策

1 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
- (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

2 県及び市町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- (1) 県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。
- (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
- (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発

ア 新築建築物

「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

- (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

- (5) 住宅の新增改築等による耐震化の促進

3 公共建築物の耐震化

県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

5 家具等の転倒防止

県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。

6 ガラスの飛散防止

県はガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

7 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

2 4 - 4 被災建築物等に対する安全対策

1 県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。

2 県及び市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

3 県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。

4 県は、「震災建築物の「被災度区分判定基準及び復旧技術指針」講習会受講者登録制度取扱い方針」に基づき、震災建築物の被災度区分判定復旧技術者の登録を行うとともに、県及び市町は、震災建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう、住民に対する啓発を行う。

2 4 - 5 都市防災不燃化促進対策

県は、地震火災から県民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化を促進するため調査、研究を行い、不燃化事業の実施について指導を行う。

2 4 - 6 地盤災害の予防対策

県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

1 山・崖崩れ防止対策の推進

山・崖崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により、当該地域の危険性を広報する。

2 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

3 液状化対策の推進

地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、「木造住宅の簡易な液状化対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

2 4 - 7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社及び日本電信電話株式会社は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。また、県、市町は下記以外の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設 置 者 管 理 者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガ ラ ス 窓 等	所 有 者 管 理 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

2 4 - 8 危険予想地域における災害の予防

1 避難計画の策定

(1) 要避難地区の指定

市町長は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波の浸水、山・崖崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

(2) 避難対象地区の指定

市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難地、避難路の指定

市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また必要に応じ一次避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(2) 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

ア 県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。

イ 市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

ウ 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て災害時要援護者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

エ 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

オ 市町長は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

カ 市町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

キ 水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。

(3) 要避難地区のうち、山・崖崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

ア 県及び市町は、協力して、過去の山・崖崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・崖崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 市町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 市町は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

エ 市町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

2 4 - 9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 県が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び県民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 救出技術の教育、救出活動用資料の作成
- (3) 自主防災組織に対して行う救出活動用資機材の配備の促進

2 市町が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

3 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救出技術、救出活動の習得
- (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

2 4 - 1 0 災害時要援護者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第2章第2節「災害時要援護者支援計画」に準ずる。

2 4 - 1 1 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 緊急に必要な生活必需品であって県内で調達できないものの調達先に関する資料の整備
 - イ 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制の確立
- (2) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所
 - 緊急に必要な食料であって県内で調達できないものの調達あっせんの準備
- (3) 県
 - ア 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査の定期的な実施
 - イ 県内における緊急物資調達計画の策定

大量調達可能な大手小売業者及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結

- ウ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- エ 流通在庫のない緊急物資備蓄の検討
- オ 市町が行う食料の備蓄の推進
- カ 広域物資拠点の選定及び運営管理等の検討
- キ 県民が実施する緊急物資確保対策の指導
- ク 米穀販売業者に対する精米の在庫量の増加と安全な保管の要請

(4) 市町

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- イ 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- エ 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- キ 給食計画の策定

(5) 県民

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水の確保

(1) 県が実施すべき事項

- ア あらかじめ定める「震災時給水対策要綱」作成指針に基づき市町を指導する。
- イ 県民及び市町が実施する水の確保対策の指導を行う。

(2) 市町が実施すべき事項

- ア 復旧資材の備蓄を行う
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- エ 工事業者等との協力体制を確立する。

(3) 県民が実施すべき事項

- ア 家庭における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

3 医療救護

(1) 県が実施すべき事項

- ア あらかじめ定める県医療救護計画に基づき市町医療救護計画を調整する。
- イ 知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町等の重症患者に対する処置及び受入れの措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。
- ウ 県外からの応援医師の要請、重症患者の搬出等の広域対策を作成する。
- エ 県外からの支援薬品等の受入れ及び供給体制の整備を図る。
- オ 医療救護施設の受入可能患者数等を把握する。
- カ 家庭看護の普及を図る。

- (2) 市町が実施すべき事項
 - ア 市町医療救護計画に基づき、医療救護体制を確立する。
 - イ 救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設を点検し、人員配置を調整する。
 - ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
 - エ 応援医師の要請、重症患者の搬出等の広域対応策を作成する。
 - オ 住民への献血者登録の推進を図る。
 - カ 家庭看護の普及を図る。
- (3) 自主防災組織が中心となって実施すべき事項
 - ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
 - イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等看護に関する講習会を開催する。
- (4) 県民が実施すべき事項
 - ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
 - イ 医療救護をうけるまでの応急手当等の技術を習得する。
 - ウ 献血者登録に協力する。

4 防疫及び保健衛生活動

- (1) 県が実施すべき事項
 - ア 防疫の実施について国及び他の都道府県と協議する。
 - イ 食品衛生、消毒方法を指導する。
 - ウ 災害時健康支援ガイドライン等に基づき健康支援活動に係る体制整備を図る。
- (2) 市町が実施すべき事項
 - ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
 - イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
 - ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。
 - エ 住民が行う防疫の指導をする。
 - オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

5 清掃活動

- (1) 県が実施すべき事項
 - あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。
- (2) 市町が実施すべき事項
 - ア 被害想定に基づき、震災時廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。
 - イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 救護所及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 仮設便所
- コ 防疫用資機材
- サ 清掃用資機材
- シ 工具類

7 救援・救護のための標示

- (1) 県及び市町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
- (2) 県及び市町は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

8 応急仮設住宅

- (1) 県及び市町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

2 4 - 1 2 緊急輸送活動の確保

道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

2 4 - 1 3 がれき・残骸物の処理体制の整備

1 県が実施すべき事項

あらかじめ定める「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 震災時廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

2 4 - 1 4 公共土木施設等の応急復旧

県及び市町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

2 4 - 1 5 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

2 4 - 1 6 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

2 4 - 1 7 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等及び静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

- ア 文化財等の耐震措置の実施
- イ 安全な公開方法、避難方法の設定
- ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備